ただし、⑿ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑯　その他

ａ　［略］

ｂ　次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　次の連結会計年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の連結会計年度の経営成績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

ｃ　［略］

ｄ　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃ(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

ｅ　［略］

⑰　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。⑱から⑳までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、⑿ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑯　その他

ａ　［同左］

ｂ　［同左］

(a)　次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　次の連結会計年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

ｃ　［同左］

ｄ　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃの(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

ｅ　［同左］

⑰　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。⑱から⑳までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。